

どの子も地域の学校へ！公立高校へ！東部地区懇談会

連絡先・春日部市大場690-3

Te1 048(737)1489

Fax 048(736)7192

メール : waraji@muf.biglobe.ne.jp

ホームページ <http://members.at.infoseek.co.jp/TOKOnews/>

# 夏休みのしめくりに おでかけしませんか

どの子も地域の公立高校へ  
2005年度第1回県教育局交渉  
8月26日(金)午後1時半 職員会館

人は福祉と特殊教育によって生きるにあらず  
第19回 総合県交渉  
8月30日(火)、31日(水)午前10時 県庁講堂

## そして ちんどんパレード



8月23日(火)午後1時

さいたま市役所前～県庁東玄関

学校は夏休み、世間は盆休み。暑い！暑い！だからこそ、木陰の昼寝は最高！でもみんなが休みをとったぶん、働いている人もいます。養護学校や作業所が夏休みになると、友達に会えず、することもないから、休みはきらいと言う人も少なくないですね。そんなさまざまな夏休みの中から、きらっと光るこんな「旅」を。

どの子も地域の公立高校へ！…十八年間続けてきた県教育局との交渉。今春は浪人中だった2人の知的障害のある生徒が合格しました。来春以後受験の方、とくにおいでを。

「総合県交渉」…教育はもちろんのこと、住宅、介助、就労、医療、街づくり等、県の各部署と多岐にわたって交渉します。

「ちんどんパレード」…あたりまえに生きたいと仮装で浦和の街をアピール行進します。

# みんな一緒に普通学級へ・越谷集会 あたりまえに迷いながら...

みんな一緒に普通学級へ・埼玉連絡会の越谷集会が、6月18日(土)行われました。教育の欠格条項をなくす会準備会の国会内集会の記録ビデオを観ながら報告を受けた後、近況をまじえて話し合いました。

小学校在学中のお子さんをもつ方々からは、付添いに関する悩みなどが語られました。お子さんが大きくなった方からは、ずっと普通学級でみんなと一緒に育ててきたのに、高校卒業後は同様の親子が集まって作業所を作ってそこにいるということに、これでよかったのかどうかと迷っている

との思いが語られました。障害当事者からは、昔養護学校が珍しかったころ、自分のために一家で上京して養護学校に入ったが、どうしても近所の子どもと一緒に学校に行きたくて、親を説得して中学から区立の普通学級に移ったという体験談が話されました。

付添いの問題をめぐっては、大人が立ち入れない学校になぜ障害児の親だけが付き添いを求められるのか、拒否して当然という意見や、「実力行動」に出たら意外とすんなり学校が対応してくれたという報告、担任が変わったら

対応がまるで変わったという報告、そして障害のある子とであったことのない教員や他の子の親たちとの関わりをつくりながら徐々に引いてゆくのがよいのではという意見など、親同士でもさまざまでした。特殊学級の教員を長年続けてきた参加者からは、「養護学校・特殊学級を強く勧められながら、普通学級を選んだのだから、介助は学校・教委に任せるというスタンスでよいのではないか」という発言もありました。正解はひとつではないでしょう。立場により、状況によって、異なると思います。ただ、この日のように、ぶつかり迷いあうことこそ、「地域で」なんだと思います。

## 公園のフリマで「TOKO おしゃべりスペース」開く(7月23日)

7月23日(土)、せんげん台第2公園で開催されたわらじの会主催「リサイクル・フェスタ」の一角に、テーブルと椅子を並べ、クッキーを用意して、フリマ等を見に来た人が気軽に立ち寄れるスペースを設けました。そこに越谷や春日部で普通学級に学ぶ子ども達の様子を伝える写真パネルの展示をしました。

TOKOのベテラン親子の方々が、たがいの情報交換を兼ねて、ここにつめてくれました。PRが行き届いていないこともあり、改まった「相談」というのはありませんでしたが、いろんな人がふらりと立ち寄っておしゃべりしてゆきました。

終わりごろ、宮代養護学校から春日部市立立野小学校への転校を希望している佐藤さんのお母さんが見えました。本人と相談した結果、来春4年生から転校したいとのこと。みんなで協力したいと思います。

情報過多の昨今、こんな井戸端会議のような場も貴重ですね。



# 報告 どの子ども地域の公立高校へ！ 高校入学相談会

7月26日(土)於・坂戸市ワークプラザ



この写真は、坂戸市の中学校普通学級で学ぶ吉井英樹君(中央・車椅子使用)が関西に修学旅行に出かけたときのもの。親は付き添わず、介助員、教員、クラスメートの介助で充実した日々を過ごした。英樹君は来春、地域の公立高校の門を叩く。どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会は、このほど、この英樹くんの地元で、「高校入学相談会」を開催した。

はじめに、地元の吉井さんから「何故高校を目指しているのか？」と前置きして、以下の話がありました。「いまの教育のあり方・・・弱いものが排除されて、一定の能力のあるものだけを掬い上げて教育するという発想が、戦後一貫している。おかしい。一緒にいてもいいんじゃないか。小さいころからいろんなことに出あっていないと。いままで一緒にやってきているのに、受験という学力だけで排除されてしまうのは許せない。小学校のときは義務教育だけ行ければと思っていたが。皆あたりまえに行っているのに、なんで障害児だけ先を決められてしまうのか。受験というのがあるのなら、それに対して必要な配慮をしてくれなければ平等ではない。県の担当者から、「必要な配慮をしてもらってください」と言われたのに、現実には中学校ではできないと言われる。学力重視という問題をどうクリアすべきか。皆さんの考えを聞きたい。」

先輩の立場から、狭山市の門坂さんが、これまでの経過も含めて話してくれました。「息子が中学3年から高校卒業するまで『どの子ども』の代表をしていた。『事前協議』(配慮)のための書類 別室受験、文字拡大、点字受験など。都ではすべて選択式にする配慮もやっている。代読、代筆は埼玉でもあった。どこまでの配慮ができるのかという相談はできる。それを逆に中学校にもっていったらどうか。交渉の場でなく個別でも。普通高校に息子を受験させたのは、周りの子どもが受験だと騒いでいるから当然息子もという感じで。学校の中での情報で養護学校へというのはない。当たり前で高校。中学に入った年の家庭訪問のとき、「うちの子も多分高校に行くから準備しておいてください」と言っておいた。担任は驚いていたが、きちんと学校側に言うておくことは大切で、言っておいて良かったと思った。高校の

教員が「入ったからには責任とらなければいけないから」と言うが、どこで責任の線を引くのか。退学者が多いという問題と、行きたいから行くという問題を混同すべきでない。たしかに普通高校に行ったら進路指導はない。知的の養護学校へ行ったら就職の可能性のある子とない子をはっきり品定めし、ない子には就職の指導はないと聞く。就職は難しいが、いろんな就職の形を考える形で視野を広く持つという意味では、養護学校に行くとも視野が狭くなる。」

そして、地元鶴ヶ島高校在学中の山下くんのお父さんから、受験にいたる経過が次のように語られました。「特学から高校へ行った。私の場合、普通学級がいいか、特殊学級かということは、あまり分けて考えてなかった。どこへ行ってもいい先生、悪い先生、いろいろいるから。ただ本人が希望したから川越市立養護学校と鶴ヶ島と両方受けて、川越養護は落ちて、鶴ヶ島は受かった。みなさんのようにしっかり勉強してなかった。子どもの好きなようにやるタイプなのであまり考えなかった。」そして、お母さんは入学後のことを語ってくれました。「入学した当時は多少イジメがあったが、教員がすばやく対応してくれた。一年の二学期くらいからは皆がわかってくれたようで、落ち着いてきた。二年でクラス替えがあったあと落ち着いてきている。テストの前にほとんど同じような内容の補習をやってくれている。先日数学のテストで二位に。40人で4クラスのところ、30人で5クラスになっている。」

意見交換の中で、吉井くんの中学校で、それまで試験を選択式でやってくれたりしていたのに、高校を受験すると宣言したとたん、「自分で名前が書けなければだめだから」と言って、試験場での介助をしてくれなくなったという報告がありました。これについては、前述の門坂さんの報告どおり、埼玉では代筆受験等も認められてきたのです。また、連絡会事務局の竹迫さんからは、県は通知で「介助員を県はつけられない」としているのですが、今年入った人の例でも週三日くらい介助員がついているという報告がなされました。



また、7浪してやっと朝霞高校に入った佐久間さんのお母さんからは、「入ったら漢字も読めない子もいるので、うちの子と同じだと思った。授業はABCの歌から始まった。受験のときより簡単な授業から始まる。それでもついていけない子もいるが、それなりに先生は教えているようだ。うちの子は学校は厳しいところとっていて、その厳しい場所としてのに行きたくったようだ。それで7年間受け続けた。普通ってそういうもの。やさしくしてもらおうことではなく。」という高校生活の報告がありました。

さらに、同じ坂戸から15年前小川高校定時制に入学しながら、卒業はできなかった林ひろみさんのお母さんからの話もありました。「いま娘は31歳。小学校は特学で、中学は普通学級。私もみんなと一緒に高校に行きたいということになり、小川高校定時制受験。クラスの子もたちも受験の仕方を応援してくれた。高校に入り進級できず、留年7回。初めの一年は泣いたが、二年目からは誰が来るだろうと楽しみに。最後は校長室で自主卒業式をした。若者の文化を感じられた。友だちを求めいろんな人に声をかけた。高校の先生はほんとに冷たかったが・・・。」

# 高校問題・2005年度第1回教育局交渉にどうぞ！

8月26日(金)1時半 職員会館401

埼玉県教育委員会教育長様  
埼玉県教育委員会教育委員長様

2005年7月21日  
どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会  
代表 斉藤尚子  
みんな一緒に普通学級へ・埼玉連絡会  
代表 加瀬正美  
埼玉障害者市民ネットワーク  
代表 野島久美子

## 要望書

現在、教育や福祉に関するさまざまな制度の改定が行われつつあり、大きく転換しようとしています。私たちは一貫して、「分けないで、共に」ということを訴えてきましたが、『障害者プラン』の策定においてもそのことが盛り込まれ、「分け隔てられることなく、共に」の方向に進んでいくものと期待しました。しかし、現在行われつつある諸改革は、「支援」という美句にぐるんで、障害のある人となない人を、障害のある人をその状態や程度によって、ますます分けていく方向にあり、たいへん危惧しているところです。

ノーマライゼーションの名のもとに養護学校義務化から四半世紀経ちましたが、その結果はどうでしょうか。経済力低下とも相俟って、障害のある子とその親が孤立し学齢期から施設に入らざるをえなくなる例が増え、また、障害のある生徒の就職率は低くなっているという結果も出ています。果たして、分けて教育することで、「ノーマライゼーションの理念の実現」が成るのでしょうか。これからの社会においては、経済的に厳しくなることも考慮すればなおのこと、子どもの頃から一緒に育ち、日常的に身近で援助し合う関係を作っていくことがたいせつになってくるのではないのでしょうか。

どのような障害があっても地域の小中学校で共に育ち学ぶ中で、高校へもみんなと一緒に通いたいと、高校入学について貴局との話し合いを始めたのが1987年秋でした。それから18年近くの間、障害のある子どもたちが高校に入学し卒業していくことは少しずつふえつつあります。今春、4年間も定員内不合格とされ続けてきた斉藤くんの大宮商業高校への入学、2年間定員内不合格とされ続けてきた山田さんの浦和一女高校への入学が実現しました。地元の高校への入学が実現したことは大きな意味があります。教育局の高校への指導と、それに応えようという高校の努力の成果と感謝しております。しかし、まだまだ広がりが見られず、定員内不合格とされ高校入学をあきらめざるをえなかったり、受け入れ校が限られているため遠くの高校へ通わざるをえなかったり、お金のかかる私立高校へ入らざるをえなかったりといった場合が多々あります。

地域で育ち生きていきたいと願い、高校への入学を希望している子どもたちの夢を実現していくために、教育局が率先して取り組んでいただきますようよろしくお願い致します。

- 1、**地元の高校へ入学できるよう定員を確保してください** 同世代の友だちや周囲の人たちとの関わりが大切であることから、障害があっても地元の小中学校で学んでいる子どもたちがたくさんいます。同様の意味で地元の高校で学ぶことがとても重要です。しかしながら、地元へ受け入れ校がなく、止むをえず、定員割れの遠くの高校へ、施設設備のある遠くの高校へ通っているケースが少なくありません。「能力・適性」一辺倒ではなく、地域で共に育つことの大切さを認識し、地元の高校への受け入れを進めて下さい。

高校の入学定員は、中学生の進学希望者数を見て決めていると言っていますが、進学希望者数というのはどのように調査して出された数でしょうか。進学希望者数に障害のある子どもの進学希望者も入れて各高校の定員を決めていくべきであり、障害のあるなしにかかわらず、県内に住んでいる全ての中学生の進学希望者数をもとに高校の定員を決めてください。そのためには、特殊学級や養護学校の進路指導においても、進路の選択肢として高校もあることを本人・保護者に示し希望を訊くよう指導して下さい。受験者が定員をオーバーした時は、1.2倍程度であれば、全て高校に入学させてください。

障害があると体力的に遠くの高校へ通うことはたいへん困難です。知的に障害のある子どもが一人で電車通学するのは難しい場合もあります。地元でなければ通えない理由を優先して入れる地域選抜制度を取り入れ、子どもたちを地域で見守る環境作りをしてください。将来の就業や生活など地域での関わりを作っていくためにも、地元の高校に通えるようにしてください。

施設設備が整わず、遠くの高校を選ばざるを得ない、あるいは私立高校へ行かざるを得ないという例がたくさんあります。入学者が出てから検討するのではなく、全ての高校の施設設備を整えて下さい。

- 2、**定員内不合格をなくしてください** 定員内不合格について、県は「あってはならない」と明言し、通知においても「受検者数が募集人員に満たない場合、可能な限りその全員を入学許可候補者とするよう努め、……。なお、確保しがたい場合には、事前に教育局指導部・高校教育指導課長と協議すること。」として、歯止めをかけてはいるようですが、現実には、今春の入試結果では、後期募集で38名、二次募集で8名の定員内不合格者が出されています。さまざまな問題を抱えながらも高校へのつながりを求めている限り、受け止めていく姿勢を示すべきではないのでしょうか。

今年度の結果で、定員内不合格としたのはどのような理由からか、来年度入試において定員内不合格を解消するためにどのように取り組むのか、お聞かせください。

定員内不合格に関する確認(2001年3月)で、理由を明らかにし、その理由を制度的な課題として認識するとしていますが、斉藤さんと山田さんの後期募集で定員内不合格とされた理由が明らかにされ、結局は障害に関わる理由でした。(その後、二人は二次募集で合格となりましたが、)障害を理由に不合格にすることは昨年改正された「差別の禁止」を基本理念とした『障害者基本法』に反するものです。障害を理由に不合格にすることは差別であることを認め、不合格としないようお願い致します。

- 受験を希望している高校との話し合い、研修、体験通学等を行えるように指導してください** 本人・保護者の希望により、受け入れに対する理解を深めるために、共に学ぶことの大切さや高校への想い、これまでに体験し蓄積してきたことを、本人・保護者・支援者が高校長や教員に伝える場を持てるようにして下さい。障害のある生徒を受け入れている高校や中学校での研修で、その実態を知るに止まらず、受け入れのための研修にしてください。実際に本人と出会い、どのようにして一緒に学び生活していくかを探っていくことがもっともたいせつと思われるので、体験通学ができるようにして下さい。
- 本人・保護者の申し出に沿って受験上の配慮をして下さい** 「障害のある生徒の埼玉県公立高等学校入学者選抜……」の通知においては、基本的な考え方として“障害があることにより、不利益な取扱いをすることがないように留意する。”と述べています。障害があっても、そのことが不利益になることなく、安心して受験ができるよう、本人・保護者から申し出のあった配慮を行うよう、高校長に指導してください。埼玉県内の高校ではこれまでに、問題文の代読や解答欄への代筆は行われた経過がありますが、回答を選択式にすることについても実施できるようにして下さい。
- 障害のある生徒の高校受験について中学校においても不利益のないよう指導してください** 入学者選抜は受け入れる側の高校が最終的には判断しますが、出身中学校のあり方も大きく関わってきます。障害があっても地域で共に学ぶことに対する理解のある教員はまだまだ少なく、高校でも共に育ち学びたいということの意味をなかなか理解してもらえず、入試に対する不安や迷いの声がよく聞かれます。障害のある生徒の高校受験について、誤った情報が伝わっている例もあり、中学校に対してどのような指導を行っているのかお聞かせください。例えば、重度の肢体不自由のある生徒で、定期テストで回答を選択式にするといった配慮がなされていたのに、高校を受験したいという旨を中学校に伝えたと、高校受験では名前等全部自分で書けなければいけないといって、定期テストで全く配慮をしなくなり答えられなくなったというような不利益を受けている例があります。県内の高校では代読、代筆による受験が行われた経過がありますし、定期テストでこのような扱いを受けると内申点にも影響してきます。県及び市町村の担当課ではどのように考え、対応していくのかお答え下さい。
- 高校の統廃合や養護学校高等部分校設置をやめてください** 地域の小中学校で育ってきた子どもたちが、選抜という体制の中で高校に入れず、それまでの地域生活が中断され福祉的な場へと集められていき、一方、高校においては、小中学校での共に育ち学ぶ経験の蓄積が生かされていないという状況があります。埼玉県においても、養護学校高等部分校設置の方針が出されているようですが、果たしてノーマライゼーションにつながっていくのでしょうか。高校の統廃合を進めて定員を減らし入学を困難にしておきながら、養護学校の教室不足を理由に、高校内に分校を設置するというのは、障害のある子どもたちを差別して障害のない子どもたちから分け、さらに「自力通学が可能な比較的障害が軽い」子どもたちとそうでない子どもたちを分けていくこととなります。なぜ、高校と一緒に通えるようにしないのでしょうか。

**資料**

**県立高校入試をめぐる埼玉の状況**

第15表 中学校卒業(予定)者の進路(希望)状況 (H15.10.1、H16.1.8とH16.5.1との比較)

		調査時期			昨年同期					
		H16.5.1	H16.1.8	H15.10.1	H15.5.1	H15.1.10	H14.10.1			
卒業(予定)者数		68,227	68,183	68,193	68,384	68,361	68,365			
進学(希望)者数		66,850	66,534	63,677	66,822	66,579	63,621			
進学(希望)者	計	64,915	65,095	62,751	65,010	65,195	62,781			
	高等学校本科進学者(希望)者	計	58,505	59,205	58,915	58,520	59,173	58,933		
		全日制課程	計	6,410	5,890	3,836	6,490	6,022	3,848	
			県内高校	国立	140	229	197	140	171	171
				公立	41,870	48,267	52,203	42,219	48,414	52,477
		私立		16,495	10,709	6,515	16,161	10,588	6,285	
		県外高校	計	6,410	5,890	3,836	6,490	6,022	3,848	
	国立		86	346	270	96	308	308		
	公立		215	259	244	206	263	261		
	私立	6,109	5,285	3,322	6,188	5,451	3,279			
	課程別	計	729	477	283	685	451	245		
		定時制	701	446	251	657	431	229		
		県内	28	31	32	28	20	16		
県外		750	474	197	724	491	210			
(A)	中等教育学校 後期課程	-	-	-	1	-	-			
	高等学校別科	-	-	-	-	-	-			
	高等専門学校	118	166	143	73	117	114			
	盲・ろう・養護学校	338	322	303	329	325	271			
	専修学校(希望)者	164	198	123	245	254	156			
(B)	各種学校(希望)者	33	30	21	35	37	23			
	公共職業能力開発施設等	14	16	15	15	18	18			
就職のみ(希望)の者		453	444	351	475	531	425			
その他		713	961	4,006	792	942	4,122			
再掲	(A)のうち就職(希望)者数	20	30	19	21	52	27			
	(B)のうち就職(希望)者数	-	-	-	-	5	4			

第13表 盲・ろう・養護学校中学部卒業者の進路状況

(単位:人)

区分	卒業者 総数	進学者 総数	高等学校等進学者										専修学校等	就職者	無業者	死亡・不詳	(再掲) 進学かつ就職した者					
			高等学校進学者						高等 専 門 学 校	盲・ろう・養護学校高等部進学者												
			全日制課程			定時制 課程	通信制 課程	合計		盲学校		ろう学校						養護学校				
			計	県内						県外	県内	県外						県内		県外		
公立	国私立	公立		私立	公立	国私立																
総計	336	328	3	2	2	-	1	-	-	325	6	-	-	16	1	291	8	3	-	-	-	-
盲学校	6	6	-	-	-	-	-	-	-	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ろう学校	17	17	-	-	-	-	-	-	-	17	-	-	-	16	1	-	-	-	-	-	-	-
養護学校	313	305	3	2	2	-	1	-	-	302	-	-	-	-	-	291	8	3	-	-	8	-
国立	6	6	-	-	-	-	-	-	-	6	-	-	-	-	-	-	5	1	-	-	-	-
県立	290	282	3	2	2	-	1	-	-	279	-	-	-	-	-	279	-	-	-	-	8	-
市立	12	12	-	-	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-	12	-	-	-	-	-	-
私立	5	5	-	-	-	-	-	-	-	5	-	-	-	-	-	3	2	-	-	-	-	-

第14表 盲・ろう・養護学校中学部卒業者の進路状況(過去10年間の推移)

(単位:人)

区分	卒業者 総数	進学者 総数	高等学校等進学者										専修学校等	就職者	無業者	死亡・不詳	(再掲) 進学かつ就職した者						
			高等学校進学者						高等 専 門 学 校	盲・ろう・養護学校高等部進学者													
			全日制課程			定時制 課程	通信制 課程	合計		盲学校		ろう学校						養護学校					
			計	県内						県外	県内	県外						県内		県外			
公立	国私立	公立		私立	公立	国私立																	
平成7年3月	301	287	11	10	8	2	-	1	-	276	10	-	-	4	1	247	12	2	1	-	12	1	-
8年3月	302	286	13	12	10	2	-	-	1	273	1	-	1	9	2	250	8	2	1	-	15	-	-
9年3月	290	286	10	7	6	-	1	-	3	276	5	-	1	23	-	233	13	1	-	-	4	-	-
10年3月	302	295	15	15	11	3	1	-	-	280	4	-	-	17	-	247	11	1	-	-	7	-	-
11年3月	235	225	5	5	2	1	2	-	-	220	-	-	-	16	-	198	5	1	-	-	10	-	-
12年3月	289	287	11	8	7	-	1	1	2	276	7	-	-	11	2	247	8	1	-	-	2	-	-
13年3月	322	318	10	8	5	3	-	1	1	308	12	-	-	21	-	267	5	3	-	-	3	1	-
14年3月	287	286	8	8	6	-	2	-	-	278	7	-	-	18	-	242	9	2	-	-	1	-	-
15年3月	320	317	12	9	6	-	3	-	3	305	7	-	-	42	-	239	10	7	-	-	3	-	-
16年3月	336	328	3	2	2	-	1	-	-	325	6	-	-	16	1	291	8	3	-	-	8	-	-

前頁の第15表によれば、県内公立高校の全日制を希望する生徒は、中3の10月には52,203人いたが、1月には48,267人に減り、最終的に入学後の5月は41,870人に減っている。差し引き1万人ほど減った。

いっぽう、県内公立高校定時制については、中3の10月が251人、翌年の1月が446人となり、最終的に入学後の5月は701人に増えている。通信制についても同様で、中3の10月が197人、翌年1月が474人、入学後の5月は750人に増えている。全日制に入れないと考えた生徒が定時制、通信制に回ったことが推定される。約750人増えた。

県内私立高校は、中3の10月には6,515人、翌年1月が10,709人、そして最終的に入学後の5月は16,495人に増えている。県外の私立高校は、それぞれ3,322人、5,285人、最終的には6,109人。県内・県外あわせて13,000人増えている。

進学(希望)者総数は、中3の10月と入学後の5月を比べると、3,000人増えている。

以上を考えると、生徒の希望にこたえるためには、県内公立高校の全日制の定員枠を増やす必要があることははっきりしている。

ところで、県内中学校3年生で盲ろう養護学校を希望する生徒は、10月が303人、翌年1月が322人、そして入学後5月が338人と、少し増える程度だ。これは、知的な障害や重い身体障害などのある生徒は高校など無関係という進路指導が行われてきたことと関係があるだろう。そして、本県においては、県立高校に落ちたから盲ろう養護学校に行くといった受け方はできないと、県教育委が定めている。こうしたハードルをなくし、ほんとは誰もが抱いている、みんなと一緒に当たり前に生きたいという希望を、外に表現できるようにすべきだ。

第13表を見ると、盲ろう養護学校中学部卒業者は、そのほとんどが盲ろう養護学校高等部へ進学する。過去10年間を見てもあまり変わらない。みんなが高校の話題でもちきりの中学校ですら「障害のある子は盲ろう養護学校高等部へ」という進路指導がされているのだから、盲ろう養護学校中学部で高校のことなど例外中の例外としてしかとりあげられなくても不思議ではない。根っこは限りなく深い。

1) 高等学校等進学者

市町村等		卒業 者 総数	進学 者 計	全 日 制 高 等 学 校								
				全日 制 計	県内所在				県外所在			
					県内計	国立	公立	私立	県外計	国立	公立	私立
県内 中学 校卒 業者 総計	実数	68,227	66,850	64,915	58,505	140	41,870	16,495	6,410	86	215	6,109
	割合	100.0	98.0	95.1	85.8	0.2	61.4	24.2	9.4	0.1	0.3	9.0

市町村等		定時制高等学校			通信制高等学校			高等 専門 学校	特殊教育諸学校		
		計	県内	県外	計	県内	県外		計	県内	県外
県内 中学 校卒 業者 総計	実数	729	701	28	750	398	352	118	338	321	17
	割合	1.1	1.0	0.0	1.1	0.6	0.5	0.2	0.5	0.5	0.0

2) その他

市町村等		専修学校等進学者			就 職 者	無 業 者	不 詳 ・ 死 亡
		専修 学校	各種 学校	公共 職業			
県内 中学 校卒 業者 総計	実数	164	33	14	453	709	4
	割合	0.2	0.0	0.0	0.7	1.0	0.0

上の表では県内中学校卒業者の進路を示しているが「高等学校等進学者」の中に「特殊教育諸学校」すなわち盲ろう養護学校高等部が入っている。この0.5%を差し引くと、高専を含む「高等学校等進学者」は97.5%。これが2004年3月時点での「高校進学率」ということになる。

# これが今の県立高校の入試制度。連絡会の要望書と見比べてください。

(県教委発行「なるほどTHE入試」)



- Q 「前期募集」の出願資格は？
- A 埼玉県内に在住し、中学校を卒業した人又は卒業見込みの人です。県外や海外からでも受験が可能です。事前に出願承認の申請が必要です。
- Q 「自己PR書」は採点されるのですか？
- A 採点しません。「自己PR書」には、あなたが中学校で取り組んだことなどを書いてもらい、面接の際に、その内容を確認したり、詳しく話してもらったりします。
- Q 定時制の高校に進学したいと考えています。その入試について教えてください。
- A 定時制高校は、「前期募集」は戸田翔陽高校が実施しており、「後期募集」はすべての定時制高校で実施しています。定時制の選抜は全日制と同じ日程で行い、内容も変わりません。

Q 「前期募集」とはどのようなものですか？

A 「前期募集」は、「求める生徒像」にふさわしいと考えた人は誰でも志願できる「学力検査を行わない」選抜です。原則として、「前期募集」では「調査書」と面接の結果をもとに選考しますが、面接の他に総合問題や適性検査等を実施する高校もあります。

Q 総合問題はどのようなものですか？

A 来年度は55校で実施します。試験時間は50分程度で、独自の問題を作成している高校と、県教育委員会が作成したA又はBの問題を実施する高校があります。グラフや文章等を読み取り、その内容をまとめたり、自分の考えを表現したりすることなどが主な内容です。なお、これまでに実施した独自問題はそれぞれの高校のホームページに、A・Bの問題は県立総合教育センターのホームページの「入試情報」に掲載してあります。

**入試相談を受け付けています！**  
来所、電話、eメールでの相談

問い合わせ先  
県立総合教育センター  
3号館2階「進路相談室」  
JR京浜東北線「北浦和駅」から東武バス「市立病院」行に乗車し、「教育センター前」下車  
月曜～金曜 午前9時～午後5時  
(国民の祝日・年末年始はお休みです。)

相談場所  
県立総合教育センター  
3号館2階「進路相談室」  
JR京浜東北線「北浦和駅」から東武バス「市立病院」行に乗車し、「教育センター前」下車  
月曜～金曜 午前9時～午後5時  
(国民の祝日・年末年始はお休みです。)

相談時間  
月曜～金曜 午前9時～午後5時  
(国民の祝日・年末年始はお休みです。)

連絡先  
同センター内「入試相談窓口」  
電話 048-873-6777 (相談窓口直通)  
メールアドレス p7412216@pref.saitama.lg.jp

県立総合教育センターのURL <http://www.center.spec.ed.jp/>

**学力検査はありません**

「調査書」及び面接の結果を資料として選考します。

◆面接に加えて、総合問題、作文(小論文)、適性検査、自己表現、英語による問答を実施する高校があります。



## 埼玉の県立高等学校では入試をこのように実施します

「前期募集」と「後期募集」の2度の受検機会(原則として)があります。

すべての全日制高校と戸田翔陽高校(定)で実施します。

高等学校が定めた「求める生徒像」にふさわしいと考えた人は誰でも志願することができます。

県外・海外から、あるいは外国人、過年度の卒業生も受験が可能です。

**後期募集**

すべての全日制・定時制高校で実施します。

海外からの帰国生徒、外国人、不登校生徒(長期間の欠席)などを対象とした特別な選抜を実施します。

前期募集の合格者は志願できません。  
(前期募集で合格にならなかった方は、あらたにどの高校にも志願できます。)

平成16年度入試から、これまでの通学区域(学区)制度が廃止され、すべての県立高等学校に県内どこからでも志願できるようになっています。

埼玉県教育委員会

# 前期募集

## 求める生徒像

高校が、入学を希望する生徒たちを、3年間でどのような生徒に育てようとしているかを考え、学校としてどのような生徒に入学してもらいたいかを、県民、受検生、保護者に対して示します。

## 前期募集の実施校

- すべての全日制高校及び戸田前期高校(定)
- 総合問題 (55校)
  - 面談の他に、石の5つの(独自問題、A・B問題)中から1つを選んで実施する高等学校もあります。(10校)
  - 作文(小論文) (7校)
  - 自己表現 (1校)
  - 英語による問答 (1校)

## 選考方法

「調査書」及び面接の結果を資料として選考をします。ただし上記の5つの●を実施する学校は、その結果を資料に加えて選考します。

## 前期募集の人員(%は募集人員のうち)

- (ア) 普通科 10~25%
- (イ) 普通科のコース 20~55%
- (ウ) 専門学科 (農業、工業、商業、家庭、看護、福祉) 20~65%
- (エ) 専門学科 (外国語、体育、理数、人文、国際文化) 20~60%
- (オ) 専門学科(芸術) 70~100%
- (カ) 総合学科 10~50%
- (キ) 県立伊奈学園総合高校 10~50%
- (ク) 県立小鹿野高校(前期募集) 10~20%
- (ケ) 県立小鹿野高校(中高一貫教育に係る募集) 40~60%程度

## 実施校

全日制・定時制すべての高等学校で実施します。(18年度予定)

## 学力検査

5教科の学力検査を実施します。傾斜配点(英語・数学等)(9校)、選択問題(1校)や教科選択(3又は4教科)(8校)を実施する高校があります。

## 学力検査の得点と学習の記録の評定の取扱い

各高校(学科)が、(3:7)~(7:3)の範囲から選べるものとしています。  
 7:3(16校)、6:4(10校) → 学力検査の結果を重視  
 5:5 → 両方を同等に扱う  
 4:6(1校)、3:7(0校) → 学習の記録の評定を重視

# 後期募集

## 面接の内容と方法

- 個人面接(10~15分程度)
- 志望の動機
- 学習意欲、興味・関心及び能力・適性
- 「自己PR書」の内容に関する質問
- 各高校が定める「求める生徒像」に関する質問

## 自己PR書に書いてほしい内容(直筆で記入)

- 「私にはこんなよいところがあります。」 ~ 「求める生徒像」をふまえて~ 入学を希望する理由
- 中学校の学習で特に力を入れたこと
- 学級活動、生徒会活動、学校行事、部活動、ボランティア活動、資格などから特に力を入れたこと

## 地域選抜について

- 実施校 (18年度予定)
- 地域に根ざした学校づくりの研究と実践に取り組み、実績をあげている高校で実施します。(34校)
- 対象とする中学校 高等学校のある市町村を基本として、通学距離や時間、在校生の状況を配慮して、その高等学校長が適切に定めます。
- 募集人員の枠 募集人員全体の10%以内とし、前期募集の人員に含みます。

## 入学者選抜の日程

### 1 前期募集

- 平成18年  
 1月26日(木)・27日(金) 入学願書・自己PR書・調査書等 学習の記録等一覧表の提出期間  
 2月2日(木) 面接 [適性検査、英語による問答、作文(小論文)、自己表現、総合問題]  
 2月3日(金) 一部で面接・芸術系学科の適性検査  
 2月9日(木) 入学許可候補者発表  
 2月10日(金) 入学確約書の提出

### 2 後期募集

- 平成18年  
 2月13日(月)・14日(火) 入学願書等の提出期間  
 2月15日(水)・16日(木) 志願先変更期間 この期間中一度に限り志願先を変更することができます。  
 2月17日(金)・20日(月) 調査書、学習の記録等一覧表の提出期間  
 2月22日(水)・23日(木) 保護者の転勤等に伴う出願の特例期間  
 2月27日(月) 学力検査  
 2月28日(火) 面接(適性検査)  
 3月7日(火) 入学許可候補者発表及び第二次募集の公示

### 3 二次募集

- (全日制・定時制)及び特別選考(定時制)  
 平成18年  
 3月8日(水)・9日(木) 入学願書等提出期間  
 3月10日(金)・13日(月) 志願先変更期間  
 3月14日(火) 学力検査、面接(適性検査)  
 3月17日(金) 入学許可候補者発表

# 埼玉障害者市民ネットワークの 総合県交渉に参加しませんか

さまざまな障害のある人となない人が地域であたりまえに暮らしてゆくための街づくり、就労、教育、住宅、介助、医療などにわたる課題を、県の関連する諸部局と一緒に考える「総合県交渉」(主催・埼玉障害者市民ネットワーク)が、8月30、31日に県庁で行われます。例年県内各地から、200人が参加。下記は教育部分の要望書です。教育は30日午後2時20分からになりそうです。あなたもどうぞ参加を。要望書の全文をお読みになりたい方は、048-737-1489まで。

## ともに学ぶ教育

### 1) 特別支援教育について

ノーマライゼーション教育は義務教育課で

彩の国障害者プランに基づき埼玉県は教育のノーマライゼーションを進めるため、特別支援教育課内にノーマライゼーション教育担当を配置していますが、特別支援教育課が管轄し予算を握っているのは盲・聾・養護学校についてのみです。ノーマライゼーション教育は「分け隔てられることなく共に育ち・学ぶ教育」であり、本来義務教育課ないしは市町村教育課に配置されるべきものと考えますがいかがでしょうか。



### 共に育つための市町村レベルの支援体制の検討を

文部科学省は、既存の盲・聾・養護学校を特別支援学校(仮称)として、地域の小・中学校の支援センター的機能を持たせる構想を打ち出しています。しかし、盲・聾・養護学校には「特殊教育」についての情報はあっても、共に育ち学ぶための支援ノウハウはまったく欠落しています。障害をもちながら、どうやったら他の子どもたちと一緒に勉強できるのか、子どもたちの関係を損なわない介助のあり方はどうあるべきか、運動会や遠足などの行事への参加はどうしたらよいか、既成の制度活用はもちろんのこと、制度の枠をはみ出す現場での様々なとりくみを蓄積・研究し、市民や障害者団体、関係機関などとのネットワーク、情報収集、研修の企画などを通して、親子や教員などの相談にのり、応援していける体制を市町村レベルで構築してゆくことが必要と考えます。県として市町村への支援施策を考えてください。

### 早期発見・早期教育(療育)で求めるものは？

保育園、幼稚園の入園について、どこに相談したらいいのかわからない、入れないのではないかと、といった不安を持った若い親がたくさんいます。また、入園希望を伝えたら、障害児通園施設に行くべきとか、手がかかる子は受け入れられないとか、親の付き添いができないなら無理とか、障害のある子がいると他の子のことを面倒見てもらえないという親たちの意見があるとされた、といった例が跡を絶ちません。早期発見・早期教育(療育)の名により、幼いころから特別なルールが敷かれ、近所の子供たちや家庭生活から分けられ、迷わされるのは本末転倒です。障害の重い子も含め、保育園幼稚園などで、当たり前に関に育ちあうための支援を考えてください。

### 学習権の侵害について

小中学校の普通学級において、校外学習や宿泊学習の度に保護者の付き添いを求められ、家庭の事情で付き添いができず休むことになったり、介助員の付かない日はプールに入れられないと言われていたり、介助員がついているにもかかわらず、みんなが走るマラソンコースと違うコースにされたりといったことが起こっています。このような事態は、障害のない子の場合、学習権を侵したとして大問題になりますが、障害のある子供の場合、あってもいいのでしょうか。

### 県の目指すノーマライゼーションとは

母親が付き添いをさせられているが、子どもが大きくなりプールの介助が大変であるにもかかわらず、教員は一切手伝ってくれないといったような例がよくあります。「本来養護学校に行くべき生徒」「ここにいるべきでない子ども」「経過観察中の子」と位置付けられた結果といえます。県がめざす「ノーマライゼーションの理念」から見て、どう評価されますか。また、このような事態についてどう対処されるのでしょうか。

みんなと一緒に育ち学ぶことが大切であるといわれながら、その一方で小中学校の普通学級に在籍する子どもたちの就学後も分けられた場に移ることを繰り返し強いられたり、親の付き添いを強制されたりしていますが、昨年の交渉で県は「保護者と教委、学校が独自に約束事としていることについては、県教委の指導になじまない」とした上で、付き添い教養といったことがあれば「県として調査する」と答えました。このような実態は枚挙にいとまがありません。ぜひ調査しその結果を明らかにしてください。

### 特別支援教育コーディネーターの資格取得の講座や研修

特別支援教育振興協議会の出した方向に沿って、支援籍の試行などの取り組みが進んでいるところですが、現実に

普通学級で学んでいるすべての障害のある子どもの実態を把握しないまま、「ノーマライゼーションの実現につながる」などありえません。特別支援教育コーディネーターの資格取得の講座や研修において、このことをどう説明されているのですか。

## 中学校卒業後の進路選択

中学校卒業後の進路選択で、養護学校や特殊学級においても、選択肢として高校もきちんと項目に入れ必要な説明を行ってください。その上で、養護学校や特殊学級を含む全ての中学3年生の高校進学希望数から定員を決めるようにしてください。

障害のある生徒たちの県立高校受験に関し、中学校段階で情報が不足していたり、誤った情報に基づいた指導が行われている実情があります。教育局としてきちんと指導を行ってください。

## 高等養護学校や高等学校内の養護学校高等部分校設置について

軽度の知的障害児を全県から集めて就職率 100%をめざすという高等養護学校、そして自力で通える知的障害児を集めるという県立高校内の養護学校分校設置は、障害者自立支援法と同じ差別・分断の道でしかありません。県立高校を希望する生徒達に対し、定員内不合格など排除の姿勢を変えず、養護学校高等部に誘導してきた結果として、「知的障害養護学校の教室不足」がもたらされたことを認め、全面的に見直してください。



このほかにも、教育に関連した要望が次のように入っています。

## 理念と権利

## 2) 擁護について

発達障害者支援法が施行されましたが、この法律の成立過程での当事者の不在が、あちこちから指摘されています。昨夏、県教委が県内の小中学校で一斉に行った「特別な教育的支援を必要とする生徒」の調査結果でも「10.5%」という数字が一人歩きしており、今後「早期発見・早期支援」の名による掘り起こし、ラベリングの横行が危ぶまれます。県として、こうした権利侵害の危険にどう対処されるのか、明らかにしてください。

## 教育の欠格条項について

一昨年、特別支援教育推進協議会で議論された「全障害児の普通学級籍実現」は、分離教育を原則とした国の学校教育法施行令に阻まれ、「支援籍」などという、中途半端でわけのわからないものと化してしまいました。「就学指導委員会」は「就学支援委員会」と名称を変えつつありますが、学校教育法施行令22条の3別表に示される就学基準に基づく判定(判断)機関であることに変わりはありません。私たちは、これは障害児に対する教育についての「欠格条項」だと考えます。彩の国障害者プランに示された「障害を理由に分け隔てられることのない教育」との矛盾をどう説明されるのでしょうか。

## 住宅・まちづくり

### 県立高校校舎のバリアフリー化の進捗状況を教えていただきたい

ある電動車イス使用の障害者夫婦の息子さんが通学している県立高校へPTAなどで同校を訪れる機会が多いが、校舎はまったくバリアフリー化されていないと訴えています。足の不自由な生徒も在籍しているので、校長がスロープや車椅子トイレの設置を計画しているが、県教育委員会が予算をつけない為、実現しないと言う。実情はどうか？

県内の高校のエレベーターの設置状況も併せて説明していただきたい

学校施設バリアフリー化推進指針と一緒に学びあうことを前提としていないことを確認してください

昨年の交渉で、私たちの要望に答えて、県社会福祉課は、「ご指摘の文部科学省の指針については、私どもとしては障害のある子とない子と一緒に学びあう場として位置づけられていると考えている。埼玉県条例でも同様」と答えられました。しかし、指針をどう読み込んで、「分けた上での交流」はともかくとして、一緒に学びあう場として位置づけている表現はありません。県としての評価を正しく行なった上で、国への意見や県条例の見直しを検討してください

県庁へ行ったことのない方もおられるのではありませんか。夏休みの終わりに、お子様連れでいかがですか。JR 浦和駅西口から電車を背にしてまっすぐ15分歩くと県庁です。その一角にあるのが第3庁舎。その4階に講堂があります。総合県交渉は両日とも10時半開始で4時終了。朝から参加の方で、春日部・越谷方面の方は、わらじの会で車も出しますので、便乗したい方はご連絡を。

## 子ども達を分け隔てる就学指導は近年さらに強化されている(埼玉の場合)

埼玉県における就学指導結果の最近の推移(埼玉県教育局の資料をもとに山下が作成)

	判断 件数	判断 件数 の増 加 (1999 = 100)	盲ろう養 護学校判 断	特殊 学級 判断	通常学 級判断	盲ろう養 護学校 就学	特殊学 級就学	通常学 級就学	特殊教 育適判 断だが 通常学 級へ	盲ろう 養護判 断だが 特殊へ	県内小・ 中学校 在籍児 童・生徒 総数
1999	3520	100	582 (16.5%)	1956	981 (27.9%)	340 (9.7%)	1529	1644 (46.7%)	667 (18.9%)	192 (5.5%)	614,998
2000	3821	109	661 (17.3%)	2062	1098 (28.7%)	377 (9.9%)	1603	1836 (48.0%)	740 (19.4%)	224 (5.9%)	610,456
2001	3816	108	671 (17.6%)	2036	1107 (29.0%)	369 (9.7%)	1655	1784 (46.8%)	681 (17.8%)	228 (6.0%)	605,342
2002	3975	113	733 (18.4%)	1956	1286 (32.4%)	396 (10.0%)	1634	1924 (48.4%)	691 (17.4%)	265 (6.6%)	602,952
2003	4087	116	749 (18.3%)	2025	1313 (32.1%)	402 (9.8%)	1632	2049 (50.1%)	737 (18.0%)	274 (6.7%)	599,749
2004	4189	119	815 (19.5%)	1981	1393 (33.2%)	452 (10.8%)	1632	2100 (50.1%)	721 (17.2%)	287 (6.9%)	599,468

(%はその年の判断件数を100としたもの)

上の表は、埼玉県教育局の統計資料をもとにして、山下が作成しました。まず歴然としているのは、いちばん右に示されるように、小・中学校にいる子どもの数は、「若い県」といわれる埼玉でも少しずつ減っている(学校基本調査)にもかかわらず、就学判断にかかる子どもの件数(埼玉障害者市民ネットワークに対して県教育局が毎年示してした資料による。ほかの数字も同様。)は年々増えています。6年間で1.19倍になっているのです。

「子ども達を分け隔てる就学指導は近年さらに強化されている」ことが見て取れます。

### かき集められる子ども達

就学指導(支援)委員会の「就学判断」は、近年どのような内容になっているのか?目に付くのは、「盲ろう養護学校判断」が6年間で1.4倍にもなっていること、また「通常学級判断」もやはり1.4倍になっています。就学先との関係で見ると、「盲ろう養護学校判断」を下されたが断って特殊学級に就学したというケースが、6年間で1.5倍(192件 287件)にもものぼっています。また、盲ろう養護学校または特殊学級がよいと判断されたが拒否して通常学級へという件数は、このところ毎年700件のあたりをキープしています。すなわち、教育委員会、就学指導委員会のますます強化されてゆく「分け隔てる就学指導(支援)」に対し、「それでも一緒に」と抵抗を強めている親子の状況が浮き彫りになっています。

そのような中で、全体としての子どもの数は徐々に減っているのに、特殊学級・盲ろう養護学校に集められてゆく子どもの数は逆に増えている(盲ろう養護学校就学 340 452 特殊学級 1529 1632)ということが、社会に今後どれだけ大きい負債を背負わせることになるか、想像を絶するものがあります。

### 「通常学級判断」とは

もうひとつ見逃せないのが、そのほとんどが「通常学級就学」にいたるとみられる「通常学級判断」の件数の増加(984 1393)です。その子ども達の多くは「軽度障害児」と判定され、「通級指導教室」に定期的に通う形になっているとみられます。通常学級で共に学びながら置き去りにされたり、いじめを受けたりもする中、別の教室(学校)に週1回行

くのが息抜きになっているとの話も聞きます。しかし、置き去りやいじめは他のたくさんの子どもが抱える問題でもあります。教室の中で起こっていることを教室の中でリアルタイムで取り組まずしてどうするのでしょうか。解決は見えなくとも、そこで一緒に悩むしかありません。別の問題としてすりかえたときから、わけのわからない問題になってゆくのです。たしかに、「緊急避難」を要するときもあるでしょう。しかし、「障害」を理由に特定の子だけを個別指導の場にやるというのは、もはや「緊急避難」とはいえませんが、やっと思をついている子どもや親を責めているわけではありません。制度のあり方を問題にしているのです。このことで、教室はさらに風化してゆくのではないのでしょうか。

## 大量発見・大量支援...

この「通常学級判断」のはらんでいる問題性を、限りなく増大させる危険を潜ませているのが、国の「特別支援教育」や「発達障害者支援法」であり、埼玉県「支援籍」です。

8月末に行われる埼玉障害市民ネットワークの「総合県交渉」の要望書には下記のような項目が入っています。

発達障害者支援法が施行されましたが、この法律の成立過程での当事者の不在が、あちこちから指摘されています。昨夏、県教委が県内の小中学校で一斉に行った「特別な教育的支援を必要とする生徒」の調査結果でも「10.5%」という数字が一人歩きしており、今後「早期発見・早期支援」の名による掘り起こし、ラベリングの横行が危ぶまれます。県として、こうした権利侵害の危険にどう対処されるのか、明らかにしてください。

県内の小中学校の子どもの数 599,468 人の 10.5%は、62,944 人になります。現在、盲ろう養護学校と特殊学級にいる義務教育段階の子どもは、6,065 人です。通級指導教室に通っている子どもは1,644 人です。合わせて7,709 人が、県教委「お墨付き」の障害児です。このほかに、一昨年の埼玉県特別支援教育振興協議会で私たちの求めに応じて、特殊教育が適切と判断されたが拒否して通常学級に通っている、いわば「アウトロー」の障害児が、1,111人いると報告されました。これを含めても8,820 人です。

県教委・文科省は、これらの障害児の枠の外に、「特別な教育的支援を必要とする生徒」という新たな囲い枠を62,944 人分作ろうとしているのです。「アウトロー」の障害児1,111人を含むこれまでの枠の実に7倍もの大きさです。これまで「通常学級判断」を受けて通常学級に就学し、通級指導教室に定期的に通っている「県教委お墨付き障害児」のなんと38倍の子ども達を、新たに通常学級の中で「発見」し、「特別」な「教育的支援」を考えてゆくというのです。

## 悪循環をこえて

その中には、これまで「親の育て方が悪い」とか「たちが悪い」とか「なまけている」とか、本人と親を一方的に責めてきた学校やほかの親たち、そして行政や企業が、これをきっかけに変わってくれるかもしれないという期待を抱いている親子、関係者がいることはたしかです。しかし、ターゲットされている圧倒的多数の子どもや親は、発達障害者支援法についても、特別支援教育について賛否を問われたこともなく、それらの存在すら知らないままです。しかも、発達障害者支援法にしる、特別支援教育にしる、手法は「これまでの障害者・児に準じて支援を」ということにすぎません。これまでの障害者・児は社会の中であたりまえに生き・働いているのでしょうか。福祉的支援を受けようとすれば一般就労はあきらめねばならず、介助や支援を受けて学びたいと思えば場を分けられたり特別な枠組みに囲われたりしなくてはならなかったのが、これまでの障害者・児への行政施策です。そうした特別な枠組みでの施策を拡大することで、職場も学校も隣近所も、専門家を介さない自然なかかわり方がわからなくなってきました。そして、このように分け隔てられ、職場や学校や隣近所が均質な集団になりかけてきたからこそ、以前は目立たなかった行動や思考が浮き出され始め、それを「問題」とらえた社会によって「障害」という新たなくりが發明されてきました。こうした悪循環を社会は繰り返してきました。そろそろこの悪循環からの脱出の道をきりひらきましょう。

# 埼玉障害者市民ネットワーク 総合県交渉 日程表

平成17年8月30日(火)

県庁第3庁舎 4F 講堂

10:30~12:00	:住宅・まちづくり 11) 福祉政策課 障害者福祉課(地域生活支援) 住宅課 教育局(財務課) 12) 交通政策課 消防防災課 障害者福祉課(計画・団体) 警察本部(交通規制課) 13) 障害者福祉課(社会参加・スポーツ)
13:00~14:10	:保健医療 10) こども安全課 障害者福祉課(精神福祉) 医療整備課
14:10~14:20	休 憩
14:20~16:00	:ともに学ぶ教育 7) 教育局(高校教育指導課、特別支援教育課、義務教育指導課) 学事課 子育て支援課

平成17年8月31日(水)

県庁第3庁舎 4F 講堂

10:30~12:00	:就労・社会参加 8) 障害者福祉課(施設支援) 9) 人事課 障害者福祉課(地域生活支援) 雇用対策課 建設業課 物品管理課
13:00~14:20	:地域生活支援 3) 障害者福祉課(地域生活支援) 4) 障害者福祉課(地域生活支援) 5) 障害者福祉課(地域生活支援) 6) 障害者福祉課(地域生活支援)
14:20~14:30	休 憩
14:30~16:00	:理念と権利 1) 福祉政策課 障害者福祉課(計画・団体) 2) 長寿社会政策課 障害者福祉課(障害福祉、市町村支援、精神保健、社会参加・スポーツ) 教育局(特別支援教育課)

## 県教育委員会ウォッチング

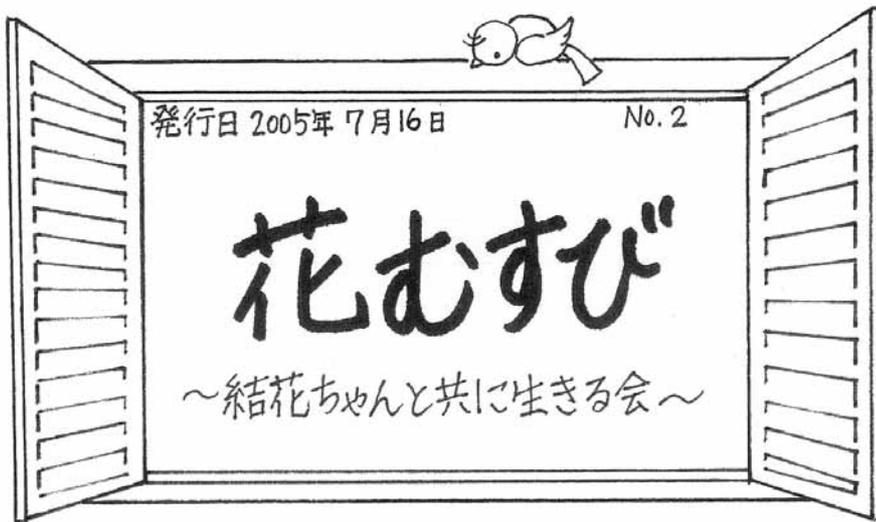
### 子どもの姿が見える論議を

養護学校の深刻な教室不足を受け、二十八日の教育委員会は知的障害者を対象にした高等養護学校(二七年度開校)の計画を審議した。同校は軽度の知的障害者を対象とし、農業やビルメンテナンスなど職業教育を重視。「就労率百パーセント」を最大の目玉としている。委員会で一委員は同校のアイデアを絶賛。「社会に出て役立つ子どもにならないと駄目。国語や算数も重要だが、生徒に技術を持たせられる大胆な課程を組まない」と意見を述べた。

これに対し、教育委員会を傍聴していた女性講師(五七)は「『役に立つ子』というのは大人や企業が求める子ども像を連想させる。もっと子どもの姿が見える論議を」と感想を語った。

障害を持つ生徒の就職は厳しい。家族は子どもの将来のことを考えると眠れなくなると聞く。就職し、障害ある生徒を自立させる重要性は誰もが認めるところ。だが、十六~十八歳の生徒が青春を過ごす場所としてふさわしいのかも大事な問題。就労率ばかりに集中すると、そのうち学校が工場のようなのではと少し心配になった。(小出菜津子) (埼玉新聞7月29日)

埼玉新聞の記者の直感はその通り。ただ、そもそも養護学校は他の生徒達が「青春を過ごす場所」から切り離された世界。25年前の養護学校義務化は、県立高校の増設運動とワンセットで進められました。いっぽうでは就学指導委員会を作って障害児狩りをやり、中学の特殊学級から地域に就労していた子ども達を高等部に集め、他方ではベッドタウン化や工業団地造成に合わせて、高校を増設し、子ども達の進路を操作しようとしてきたのでした。高等養護学校は、そんな矛盾の上塗り。(山下)



東松山市に住んでいた時、市立の保育園に入園しました。(結花4才)入園し3日も経つとすっかり子供らしくなったのには驚きました。同い年の友達と過ごす経験が少なかった為か、園で聞く言葉はとても新鮮だったようで、「あっち行ってよ」「ふーんだ」「バカ」など覚えてきては、『お母さんはどんな反応をするのかな?』と楽しそうにそれらの言葉を使い私に話しかけてくるのです。そんな結花の姿を見て“子供は子供の中でこそ子供らしくなる”と教えられました。



中学校に入学して初めての大きな行事となる体育祭が6月4日(土)に行われました。100m走から始まり、細引きや長縄跳びと早くから観戦していましたが、応援席でうっむき退屈そうにしている結花にどうしても目が行ってしまい寂しく感じていました。

そんな気持ちを救ってくれたのは、同じ黄団の子供達です。結花の車椅子を触ってみる子、結花の頭をなでてみる子、結花と話をしている子、自然でさりげない光景に心が暖かくなりました。

午後の部、3種目めの玉入れによいよ結花登場!! 友達が車椅子を押して入場してきます。競技が始まると、地面に落ちてくる玉を友達が拾い結花に渡してくれています。応援する声にもカが入り、私はようやく体育祭を観に来ていることを実感しました。退場してくる時の笑顔をカメラに納めました。



この日一番の笑顔  
＼(〇)／

# クラス全員リレー



プログラム最終  
種目といえば...  
やはりリレーです  
よね。結花のこ  
の嬉しそうな笑顔  
最高です!!

1人トラックを半周  
ずつ(100m)走り  
ますが、クラスで話  
し合い練習した  
結果、7割をY君  
が走り、その後  
結花が走ることに  
なりました。

結花がバトンを受け取ると、  
Y君が一生涯懸命に車椅子を  
押し一緒に走り出しました。  
力いっぱいバトンを握りしめ、  
嬉しさいっぱいの笑顔です。  
この一瞬の出来事を結花は  
決して忘れないでしょう。

7割Y君が走ってくれた。



"チームワークの良い年4組"  
2位でゴール!!

クラスの一人のために、みんな  
で考え話し合ってくれたことや、  
(おんぶという意見も出たとか☺)そういう  
流れを作って下さった担任のT先生、  
みんながいたから歩けなくても、ク  
ラスの一人として走ることができ  
ました。

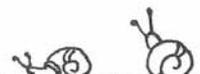
子供同士のこうした経験を  
どう思いますか?

Y君のお母さん、この写真を見  
て「Yも楽しそう」と言って  
くれました。子供達が共に育  
っていることを共感できる人が  
身近にいることは、子育ての  
励みになります。(元気が出ます!)  
また、今回写真を載せる事を  
快く御了承して下さい、あり  
がとうございました。



創刊号＊花あすび＊配布枚数150枚を越えました。  
学校の先生方・同級生や保護者の方・役場などの町の機  
関やご近所にも届けました。  
ありがたいことに、掲示をして下さる所もありました。  
多くの方から感想や励ましの言葉と共に、次号を出す  
勇気も頂きました。通信を読んで下さった皆様に、心より  
感謝申し上げます。

ありがとうございます。



# 誰でも参加できるイベント情報 8～9月

TELは連絡先

19日(金)  
～20日(日) わらじの会交流合宿(千葉県長生郡一宮町国民宿舎一宮荘)

午前10時 新越谷駅西口集合

048-738-4593(ケアシステムわら細工)

23日(火) 地域で共に!ちんどんパレード

午後1時 さいたま市役所～県庁

048-737-1489(埼玉障害者市民ネットワーク)

24日(水) 障害者の職場参加を語る会

午前10時 職場参加ビューロー・世一緒

048-964-1819(NPO法人職場をすすめる会)

NPO法人職場をすすめる会事務局会議

午後6時 職場参加ビューロー・世一緒

048-964-1819(NPO法人職場をすすめる会)

25日(木) 共に働く街をひらくべんきょう会(話し手・宮城武久さん)

午後6時半 越谷市中央市民会館5F

048-964-1819(NPO法人職場をすすめる会)

26日(金) どの子ども地域の公立高校へ・今年度第1回教育局交渉

午後1時半 埼玉県職員会館401

048-737-1489(埼玉障害者市民ネットワーク)

30日(火)

～31日(水) 地域で共に!総合県交渉

午前10時～午後4時 埼玉県庁第三庁舎講堂

048-737-1489(埼玉障害者市民ネットワーク)

9月5日(月) 教育の欠格条項をなくす会準備会

午後6時半 ウィズユーさいたま

048-479-3799(ふらっと)

9日(金) 社団・ネットワーク合同事務局会議

午後1時半 会場未定

11日(日) わらじの会?周年記念誌づくりを語る会

午前10時 野田市民会館

048-737-1489(黄色い部屋)

12日(月) どの子ども地域の公立高校へ・埼玉連絡会事務局会議

午後8時 南浦和・ぺんぎん広場 048-866-3832

くわしくは 黄色い部屋 018-737-1489 Fax048-736-7192 までお問合せください。

TOKO NO.139 目次 夏休みのしめくりにおでかけしませんか 1 みんな一緒に普通学級へ・越谷集会、わらじリサイクル・フェスタ報告 2 どの子ども地域の公立高校へ・高校入学相談会報告 3 高校問題 2005年度第1回教育局交渉へどうぞ 5 [資料] 県立高校入試をめぐる埼玉の状況(中学等卒業予定者の進路希望と進路) 6 これが今の県立高校の入試制度 9 障害者市民ネットワークの総合県交渉に参加しませんか 11 分ける就学指導はさらに強化されている 13 総合県交渉日程表・県教委ウォッチング(埼玉新聞) 15 花むすび(篠田三千代) 16 誰でも参加できるイベント情報 18